

第10章 その他の事務 > 国庫立替手続 > 国庫立替費用の取立手続

参考：民実講義案Ⅱ P.120～

■ 国庫立替費用の取立手続

(見出し)

- 1 訴訟救助による国庫立替に伴う取立て
 - (1) 手続の概要
 - (2) 相手方からの取立て(法85前)
 - (3) 受救者からの取立て(法84)
- 2 裁判迅速処理による国庫立替に伴う取立て
 - (1) 手続の概要
 - (2) 取立決定を要する場合の手続
- 3 債権発生通知

1 訴訟救助による国庫立替に伴う取立て

(1) 手続の概要

- 訴訟上の救助は、裁判費用の免除ではなく、裁判費用の支払いを一時猶予するにすぎないので、事件確定後は速やかに取立手続をする必要がある。
- 訴訟進行中においても、訴訟救助が取り消された場合（法84）、受救者に訴訟承継が生じた場合等には、支払いを猶予した費用を取り立てる。
- 事件終局等により費用の負担者が定まったときは、速やかに任意納付されることが期待できない場合を除き、書面その他の方法により相当期間を定めて任意の納付を促す。
- 任意納付がされず、又は当初からその期待ができないときは、裁判官の指示に基づき、速やかに相手方（又は受救助者）に対する取立決定（支払決定）の手続をとる。

→ 訴訟救助の申立て

→ 訴訟救助による国庫立替え（国庫立替手続）

(2) 相手方からの取立て(法85前)

- 受救者勝訴の確定判決等、受救者の相手方が訴訟費用を負担することになったときは、第一審裁判所は、職権で、当該相手方に対し、受救者のために支払を猶予した裁判費用の額を定めてその支払を命じる決定（取立決定）をする。

- 裁判官の指示に基づき、取立決定書を起案し、裁判官の押印を受ける（規 5 0 I）。
- ◇ 決定上の支払額には、後に国庫で立替支出することになる、当該決定正本の送達費用を計上しておく。

（参考例 1 0 - 1 8 - 6）猶予費用の取立決定

- 決定書は、記録の第 3 分類「その他」に編てつする。
- 決定正本を作成し、当事者双方に告知する（法 1 1 9）。
- ◇ 告知方法は、送達の方法によるのが相当である。
- ◇ この送達費用は、国庫で立替支出する。
- 相手方は、取立決定に対して、即時抗告をすることができる（民訴費法 1 6 II, 1 5, 9 IX）。

(3) 受救者からの取立て(法 84)

- 受救者の敗訴判決が確定した場合や、受救者が訴えの取下をした場合等には、受救者のために支払を猶予した裁判費用の支払を命じる必要がある。
- 受救者が全部敗訴したか一部敗訴したかによって、訴訟救助の取消手続の要否等、手続に差異があるので、裁判官と方針について打合せをする。
- 裁判官の指示に基づき、事案に応じて、訴訟救助の取消決定書、支払決定書を起案し、裁判官の押印を受ける（規 5 0 I）。
- ◇ 決定上の支払額には、後に国庫で立替支出することになる、当該決定正本の送達費用を計上しておく。

（参考例 1 0 - 1 8 - 5）訴訟救助の取消決定

（参考例 1 0 - 1 8 - 7）猶予費用の支払決定

- 決定書は、記録の第 3 分類「その他」に編てつする。
- 決定正本を作成し、当事者双方に告知する（法 1 1 9）。
- ◇ 告知方法は、即時抗告権（法 8 6）のある当事者に対しては送達の方法で、それ以外の者に対しては相当な方法で行う。
- ◇ 告知費用は、国庫立替えする。

2 裁判迅速処理による国庫立替に伴う取立て

(1) 手続の概要

- 国庫から立替支出があった場合には、裁判官の指示に基づき、速やかに取立決定

の手続をとる。

(注意) 立替費用が少額で強制執行の費用に満たない場合には、取立決定(支払決定)をする必要はなく、書記官が歳入徴収官に債権発生通知をすれば足りる。

→ 昭48. 1. 10 総三1号総務局長、経理局長回答「民事訴訟の迅速処理に伴う経費の支出について」の通達により立替支出した費用の取立ての事務処理手続について

→ 迅速処理による国庫立替え(国庫立替手続)

(2) 取立決定を要する場合の手続

○ 裁判官の指示に基づき、決定書(額を定めたもの)を起案し、裁判官の押印を受ける(規501)。

◇ 予納郵便切手がない場合には、決定上の支払額に、後で国庫で立替支出することになる、当該決定正本の送達費用を計上しておく。

(参考例10-18-6) 猶予費用の取立決定

○ 決定書は、記録の第3分類「その他」に編てつする。

○ 決定正本を作成し、当事者双方に告知する(法119)。

◇ 告知方法は、即時抗告権(法86)のある当事者に対しては送達の方法で、それ以外の者に対しては相当な方法で行う。

○ 債権発生通知書を作成し、取立決定正本を添付して(少額債権の場合は不要)、会計課(歳入徴収官)に送付する(債権管理法12、債権管理法施行令111)。

3 債権発生通知

○ 訴訟費用の取立決定、支払決定がされた場合には、直ちに(決定の告知前でも)、会計課(歳入徴収官)に対し、債権発生通知をする(債権管理法12、債権管理法施行令111)。

(参考例10-18-4) 債権発生通知

○ 債権発生通知を行う際には、取立決定等の正本を添付する(少額債権の場合は不要)。

○ 債権発生通知の後、次の事項等が生じた場合には、各庁の定めるところにより、会計課(歳入徴収官)に通知する。

① 取立決定等の決定正本が送達不能となった場合

② 取立決定等の決定に対し、即時抗告の申立てがされた場合

③ 取立決定等の決定についての抗告審の裁判の結果が判明した場合